

◎日本国と大韓民国との間の紛争の解決に関する交換公文

(略称) 韓国との紛争解決交換公文

昭和四十年	六月二十二日	東京で
昭和四十年十二月	十一日	国会承認
昭和四十年十二月	十八日	公布及び効力発生の告示
		(昭和四十年条約第三〇号)
昭和四十年十二月	十八日	効力発生

目次

ページ

韓国側書簡	三三三
紛争の外交経路による解決及び調停による解決	三三三
日本側書簡	三八四

(紛争の解決に関する交換公文)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本長官は、両国政府の代表の間で到達された次の了解を確認する光栄を有します。

両国政府は、別段の合意がある場合を除くほか、両国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとし、これにより解決することができなかった場合は、両国政府が合意する手続に従い、調停によつて解決を図るものとする。

本長官は、さらに、閣下が前記の了解を日本国政府に代わつて確認されることを希望する光栄を有します。以上を申し進めるに際し、本長官は、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日

外務部長官 李東元

日本国外務大臣 椎名悦三郎閣下

1965년 6월 22일

토요코요에서

본관은 양국 정부의 대표 간에 도달된 다음의 양해를 확인하는 양평을 가합니다.

양국 정부는 별도의 합의가 있는 경우를 제외하고는 양국 간의 분쟁은 우선 외교상의 경로를 통하여 해결하는 것으로 하고 이에 의하여 해결할 수가 없는 경우에는 양국 정부가 합의하는 절차에 따라 조정에 의하여 해결을 도모한다.

본관은 또한 각자가 전기의 양해를 일본국 정부를 대신하여 확인한것을 희망하는 양평을 가합니다.

본관은 귀하에게 사본이 본관의 변함없는 경의를 표합니다.

일본국 외무대신

외무부 장관
0/용진

시이나 에쓰 사부토오

외무성

토요코요.

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

本長官は、両国政府の代表の間で到達された次の了解を確認する光栄を有します。

両国政府は、別段の合意がある場合を除くほか、両国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとし、これにより解決することができなかつた場合は、両国政府が合意する手続に従い、調停によつて解決を図るものとする。

本長官は、さらに、閣下が前記の了解を日本国政府に代わつて確認されることを希望する光栄を有します。

本大臣は、さらに、前記の了解を日本国政府に代わつて確認する光栄を有します。

以上を申し進めるに際し、本大臣は、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日

日本国外務大臣 椎名悦三郎

大韓民国外務部長官 李東元閣下

(参考)

この交換公文は、日韓両国間のすべての紛争が外交経路を通じて解決され、これが不可能な場合には調停により解決されるべきことを定めるものである。